車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成28年４月１日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	熊本県葦北郡芦北町大字花岡字石崎1076番２から熊本県葦北郡津奈木町大字千代字湯尻492まで

２　指定する期日　平成28年４月１日

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成28年４月１日

北海道開発局長　本田　幸一

１　指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道白糠郡白糠町ヌイベツ35番17から釧路市阿寒町下舌辛12線48番１まで
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道常呂郡訓子府町字清住４番４から同町字協成９番２まで
〃	北海道常呂郡訓子府町字協成９番２から北見市北上980番地まで
一般国道38号及び336号	釧路市北園41番3131地先から北海道釧路郡釧路町中央10丁目18番まで
一般国道44号及び272号	北海道釧路郡釧路町中央10丁目18番から同町字別保原野南24線51番７地先まで
一般国道276号	北海道岩内郡共和町梨野舞納34番４から同町幌似248番２まで
〃	北海道岩内郡共和町幌似2033番４から同町幌似2080番１まで

２　指定する期日　平成28年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年４月１日

北海道開発局長　本田　幸一

１　指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道白糠郡白糠町ヌイベツ35番17から釧路市阿寒町下舌辛12線48番１まで
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道常呂郡訓子府町字清住４番４から同町字協成９番２まで
〃	北海道常呂郡訓子府町字協成９番２から北見市北上980番地まで
一般国道38号及び336号	釧路市北園41番3131地先から北海道釧路郡釧路町中央10丁目18番まで
一般国道44号及び272号	北海道釧路郡釧路町中央10丁目18番から同町字別保原野南24線51番７地先まで
一般国道276号	北海道岩内郡共和町梨野舞納34番４から同町幌似248番２まで
〃	北海道岩内郡共和町幌似2033番４から同町幌似2080番１まで

２　指定する期日　平成28年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

国会試験

平成28年度参議院事務局職員採用試験公告

平成28年度参議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成28年４月１日　参議院事務局

１　試験の名称

⑴　参議院事務局職員採用総合職試験

⑵　参議院事務局職員採用総合職（技術）試験

⑶　参議院事務局職員採用一般職試験

⑷　参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験

２　採用予定人員

⑴　総合職試験　15名程度

⑵　総合職（技術）試験　若干名

⑶　一般職試験　若干名

⑷　専門職（衛視）試験　若干名

３　採用予定期日　平成29年４月１日

４　総合職試験

⑴　給与　行政職給料表㈠２級１号給を支給する。

⑵　受験資格

①　平成元年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者

②　平成７年４月２日以降生まれた者で次に掲げるもの

㈠　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者

㈡　参議院事務局が㈠に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。

⑶　第１次試験

①　実施日　平成28年５月28日（土）

②　試験地　東京都、京都市

③　内容

㈠　基礎能力試験〔多枝選択式〕

㈡　専門試験（憲法５題、行政法10題、民法10題、刑法５題、労働法５題、経済政策10題、経済理論10題、経済事情・経済史５題、財政学10題、国際関係５題、政治学・行政学５題のうち合計40題となるように科目を選択）〔多枝選択式〕

④　合格者発表　平成28年６月２日（木）

参議院第二別館前に掲示するほか、参議院ホームページでも発表する。

合格者については郵便で通知する。

⑷　第２次試験…第１次試験合格者に対してのみ行う。

①　実施日

㈠　専門試験　平成28年６月14日（火）

㈡　人物試験　平成28年６月12日（日）から25日（土）までのうちいずれか指定する日

②　試験地　東京都

③　内容

㈠　専門試験（次の２部門のうち、受験者があらかじめ選択する１部門）〔論文式〕

法律部門　ａ憲法、ｂ行政法、ｃ民法（総則、物権）、ｄ民法（債権、親族・相続）（ａ必須、ｂからｄまでのうち２題選択、合計３題解答）

経済部門　経済理論、財政学、経済政策（いずれも必須）

㈡　人物試験（集団面接）

④　合格者発表　平成28年７月15日（金）以降

参議院第二別館前に掲示するほか、参議院ホームページでも発表する。

合格者については郵便で通知する。

⑸　第３次試験…第２次試験合格者に対してのみ行う。

①　実施日　平成28年８月上旬以降のいずれか指定する日

②　試験地　東京都

③　内容　人物試験（個別面接）

⑹　最終合格者発表　平成28年８月31日（水）以降各人に合否を郵便で通知する。

５　総合職（技術）試験

⑴　給与　行政職給料表㈠２級１号給を支給する。